

## ⇨ 申告と納税が期限後になった場合

**Q** : 当社は3月決算の法人です。顧問税理士から「ペナルティの税金がかかりますから必ず期限内に申告書を提出して、税金の納付も済ませて下さい」といわれましたが、どのようなペナルティがかかるのですか？

**A** : 加算税と、延滞税が課されます。

### 【解説】

税務では、申告書の提出や納税を期限内にしなかった場合には、つぎの税金（これを附帯税と呼びます）が課されることとされています。

#### ◎無申告加算税

申告期限内に申告書を提出しなかった場合に課されるもので、税額は納付税額の15%（税務署から指摘を受ける前に自主的に申告したときは5%）相当額とされています。算出した金額が5千円未満の場合は納付の必要はありません。

#### ◎延滞税

納税が期限後になった場合に、納期限から納付した日までの期間に対して課されるもので税率は、納期限から2月以内が年4.1%（前年の公定歩合+4%（7.3%が限度）それ以降が14.6%となっています。算出した金額が千円未満の場合は、納付の必要はありません。

なお、これらの附帯税は、法人税の計算上、損金の額に算入することができませんので申告と納付は必ず期限内に済ませて下さい。

ちなみに、今年の3月決算法人の法人税の申告期限は休日の関係で6月2日（月）となっています。

